

令和7年2月26日招集

市 議 会 2 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議 案 番 号	件 名
議 第 9 7 号	副市長の選任について
議 第 9 8 号	教育委員会委員の任命について
議 第 9 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議 第 1 0 0 号	新発田市こども基本条例制定について
議 第 1 0 1 号	新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 2 号	新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 3 号	新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 4 号	新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 5 号	新発田市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 6 号	新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 7 号	新発田市私立学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 8 号	新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 0 9 号	新発田市税条例等の一部を改正する条例制定について

議 案 番 号	件 名
議 第 1 1 0 号	新発田市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 1 号	新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 2 号	新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 3 号	新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 4 号	新発田市シェアオフィス条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 5 号	新発田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 6 号	新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
議 第 1 1 7 号	新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書を廃止する協定書の締結及び新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結について
議 第 1 1 8 号	胎内市との定住自立圏形成協定の変更について
議 第 1 1 9 号	市道路線の廃止について
議 第 1 2 0 号	市道路線の認定について

議第 9 7 号

副市長の選任について

次の者を新発田市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	新発田市舟入町
氏	名	伊藤 純一

議第 9 8 号

教育委員会委員の任命について

次の者を新発田市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	新発田市緑町
氏	名	村川 孝子

議第 9 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新発田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 新発田市職員退職手当支給条例（昭和31年新発田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市長等退職手当支給条例の一部改正)

第3条 新発田市長等退職手当支給条例（昭和43年新発田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号、第6条第1項第1号ア及びイ、第7条の見出し及び同条第1項第1号、第8条第1項第1号並びに第10条第4項中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市統計調査条例の一部改正)

第5条 新発田市統計調査条例（昭和39年新発田市条例第1号）の一部を次

のように改正する。

第9条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 新発田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和44年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新発田市自然環境保全条例の一部改正)

第7条 新発田市自然環境保全条例（昭和49年新発田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(新発田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の新発田市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに新発田市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新発田市長等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の新発田市長等退職手当支給条例第6条第1項、第7

条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第10条第4項並びに新発田市長等退職手当支給条例第6条第4項及び第10条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（新発田市統計調査条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行前にした行為の処罰については、第5条の規定による改正後の新発田市統計調査条例第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新発田市自然環境保全条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行前にした行為の処罰については、第7条の規定による改正後の新発田市自然環境保全条例第22条第1項から第6項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 1 0 0 号

新発田市こども基本条例制定について

新発田市こども基本条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市こども基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 責務及び役割（第4条－第8条）

第3章 施策の実施（第9条－第13条）

第4章 施策の推進（第14条－第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

全てのこどもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、輝く個性と無限の可能性を秘めています。

こどもは、それぞれ、安心できる場所で、自分らしさを大切にされ、自由に学び、探求することができるとともに、愛されて育ち、幸せを感じることができなければなりません。

こどもは、地域の宝であり、未来を築く希望です。

市内のこどもたちから次のような思いや願いが届けられています。

「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだも温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」

「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」

「私たちは、一人ひとりやりたいことやできることが違ってきます。そんな個性や違いを認めてほしいです。」

「私たちは、人として大切にされる、安心できる場所を求めています。」

「私たちの話にしっかりと耳を傾け、私たちを受け入れてほしいです。」

「新発田が大好きな私たちのことを大切にしてください。」

新発田市は、地域に愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、生きていくこ

とができるこどもを育みます。

そして、未来を担う市内のこどもたちの願いが叶えられるよう、真剣に全てのこどもの声と思いに耳を傾け、一人ひとりの個性とこどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益は何かを考え、「こどもにやさしいまち」をつくるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」といいます。）並びに事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいいます。以下同じです。）を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が尊重され、こどもが健やかに成長し、幸せに暮らすことができるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) 市内のこどもたち 市内に居住し、通学し、又は通勤するこどもをいいます。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除きます。）をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設 学校、保育園、認定こども園、児童福祉施設その他こどもが育ち、学ぶために利用することを目的とする施設をいいます。

- (6) 事業者 市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成25年新発田市条例第46号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重する等、こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 全てのこどもが自分らしく成長できるように、こども及びその保護者が、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、こども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいいます。以下同じです。）に総合的に取り組むこと。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国、新潟県、他の地方公共団体その他の関係機関等（以下「関係機関

等」といいます。)と連携し、こどもの最善の利益を優先して考え、こども施策を実施します。この場合において、こども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。

2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な環境の整備を行います。

3 市は、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び相互の連携に努めます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの権利について理解した上で、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、こどもの個性を尊重し、こどもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが社会生活を営むための基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、地域のこどもに関心をもち、地域において積極的に交流し、地域の関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、子育てに関する知識や経験を共有し、こども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、市、保護者、市民及び事業者と協力して、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

(1) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保すること。

(2) 学び、体験、遊び等を通じて、豊かな人間性や社会性を身に付け、こどもが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(3) こどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題からこどもを守り、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、子育てに関する理解を深めるとともに、こどもを養育する従業員が子育てと仕事とを両立することができるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、市民及び育ち学ぶ施設の関係者が行うこども施策及びこども・子育て支援に関する取組に協力するよう、努めるものとします。

第3章 施策の実施

(切れ目のない支援)

第9条 市は、市民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を行います。

(安全で安心な環境の整備)

第10条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境（ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含みます。）から守るための安全な環境づくりに努めます。

(こどもの居場所づくり)

第11条 市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう、様々な体験を通して、豊かな人間性及び社会性を育むことができるこどもの居場所づくり並びにその居場所の充実に努めます。

(子育て家庭等への支援)

第12条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、保護者が安心して子育てができるよう努めます。

2 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難その他困難な問題を抱えるこども及びその保護者の把握に努めるとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び関係機関等と連携し、又は協力し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

(相談支援体制の充実)

第13条 市は、こどもからの相談及びこどもの成長又は子育てに関する様々な悩み等に対して、関係機関等と連携し、速やかに対応するとともに、安心して相談できるよう、多様な相談機会の確保及び支援体制の充実を図ります。

第4章 施策の推進

(こどもへの情報提供)

第14条 市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、自らが行き、又は協力するこども施策及びこども・子育て支援に関する取組について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、必要な情報をこどもの視点に立って分かりやすく発信します。

(こどもの社会参加の機会の促進)

第15条 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、こどもが地域社会の一員として、自分の意見を表明し、社会に参加する機会を提供するよう努めるものとします。

(計画の策定等)

第16条 市は、こども施策についての計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

- 2 市は、計画の策定に当たっては、こども、保護者その他関係者の幅広い意見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。
- 3 市は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。
- 4 市は、計画に基づく施策の実施状況等について、新発田市子ども・子育て会議条例（平成26年新発田市条例第2号）第1条に規定する新発田市子ども・子育て会議において定期的に検証を行います。

（広報及び啓発）

第17条 市は、この条例及びこども施策について、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

（財政上の措置）

第18条 市は、こども施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

議第 1 0 1 号

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新発田市職員退職手当支給条例（昭和 3 1 年新発田市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 4 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年新発田市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 条第 1 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

議第 1 0 2 号

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例
第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「5級以上」
を「5級から7級まで」に改め、同条第6項中「55歳（規則で定める職員
にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次の各
号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応
じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定
めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及
び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当
するものとして規則で定める職員

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、
同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを
1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶
養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2
号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,
500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である
ものにあつては、3,500円）とする。

第10条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」
を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定
その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第13条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「(第1号及び次項」を「(第1号及び第5項」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。第1号及び次項」を「。第1号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第13条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,

000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第22条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第25条の4第1項中「から第12条まで」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	

42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				

	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 等		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。ただし、第28条第2項に規定する職員を除く。

(新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第12条まで、」を「第10条まで、第12条及び」に改め、「及び第24条」を削り、同条第2項中「及び第23条第2項」を「、第23条第2項及び第24条第2項第1号」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第24条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において新発田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動

又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の職員給与条例第 1 0 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに対しては、支給しない」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第 3 項中「1 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 1, 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 0 0 0 円とする」とする。

（その他の経過措置の規則への委任）

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（新発田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 新発田市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新発田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の表第 2 5 条の 4 第 1 項の項中欄中「から第 1 2 条まで」を削り、同項右欄中「、第 1 1 条」を削る。

附則別表（附則第 2 項関係）

号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5

44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			

91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議第 1 0 3 号

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
例の一部を改正する条例

第 1 条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
(昭和 5 7 年新発田市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0
分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0
分の 1 7 2 . 5」に改める。

別表第 3 中

「

法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職	報酬が日額の場合は 5 , 0 0 0 円以内、月額の場合は 2 9 5 , 1 0 0 円以内、年額の場合は 2 8 6 , 7 0 0 円以内。ただし、特に高度の専門知識、技術を要する等特別の理由があるものについては、任命権者の定める額
--	--

を

」

「

法第 3 条 第 3 項第 3 号に規 定する臨	鳥獣被害対策実施隊 員(新発田市鳥獣被害 対策実施隊設置規則 (平成 2 7 年新発田	日額 8 , 0 0 0 円以内で市長が別に定める額
-----------------------------------	--	----------------------------

時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職	市規則第1号)第3条第1項に規定する実施隊員であって、同項第2号に掲げる者という。以下同じ。)	
	鳥獣被害対策実施隊員以外の者	報酬が日額の場合は5,000円以内、月額の場合は295,100円以内、年額の場合は286,700円以内。ただし、特に高度の専門知識、技術を要する等特別の理由がある者については、任命権者の定める額

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の特別職給与等条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 1 0 4 号

新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新発田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項各号列記以外の部分中「職員が、規則で定めるところにより、その」を削り、「この条及び次条」を「この項及び次項並びに次条第1項から第3項まで」に、「を養育」を「のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、規則で定めるところにより、その」を削り、「この条及び次条」を「この項及び次項並びに次条第1項から第3項まで」に改め、「を養育」を削り、「のある職員が、規則で定めるところにより、」を「」と、「当該子を養育」とあるのは「」に改める。

第8条の4第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第12条第1項第2号中「にあって」を「であって」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年の初日において休職（労働基準法第39条第10項に規定する事由による休職を除く。）を命ぜられている職員には、年次有給休暇は付与しない。ただし、当該職員が復職した場合においては、その年の在職期間を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数

を付与する。

第15条第1項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「規則で定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限

開始日とする改正後の新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 1 0 5 号

新発田市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

新発田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政組織条例の一部を改正する条例

新発田市行政組織条例（平成 24 年新発田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「総務課 人事課」 を「総務課」に、「税務課 収納課」 を「税務課」に改める。

第 2 条総務課の項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 職員の人事及び給与に関すること。

(7) 職員の育成に関すること。

第 2 条人事課の項を削り、同条税務課の項に次の 1 号を加える。

(2) 市税等の徴収に関すること。

第 2 条収納課の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（新発田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 新発田市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年新発田市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「人事課」を「総務課」に改める。

議第 1 0 6 号

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第10条の2第2項中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の104」を「100分の102」に改める。

第21条の2第2項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第2号中「100分の26.25」を「100分の25.625」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 0 7 号

新発田市私立学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

新発田市私立学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市私立学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

新発田市私立学校法人の助成に関する条例(昭和34年新発田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校法人への助成に関する条例

第1条中「第59条第1項」を「第132条」に、「新発田市私立学校法人（以下「学校法人」という。）に対する」を「同法第3条に規定する学校法人（以下単に「学校法人」という。）への」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 0 8 号

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新発田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 0 9 号

新発田市税条例等の一部を改正する条例制定について

新発田市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市税条例等の一部を改正する条例

(新発田市税条例の一部改正)

第1条 新発田市税条例（昭和35年新発田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第44条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第51条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第78条第2項第2号及び第126条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(新発田市都市計画税条例の一部改正)

第2条 新発田市都市計画税条例（昭和35年新発田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(新発田市入湯税条例の一部改正)

第3条 新発田市入湯税条例（平成6年新発田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 1 0 号

新発田市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例制定
について

新発田市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

新発田市一般旅券印紙等購買基金条例（平成１９年新発田市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新発田市一般旅券印紙購買基金条例

第１条中「及び新潟県収入証紙（以下「証紙」という。）」を削り、「新発田市一般旅券印紙等購買基金」を「新発田市一般旅券印紙購買基金」に改める。

第３条（見出しを含む。）中「及び証紙」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 1 号

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成４年新発田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表し尿の項中「１２２円」を「１４０円」に改め、同表動物の死体の項中「５，０００円」を「６，０００円」に改める。

附 則

この条例中別表動物の死体の項の改正規定は令和７年４月１日から、同表し尿の項の改正規定は令和７年１０月１日から施行する。

議第 1 1 2 号

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新発田市国民健康保険税条例（昭和34年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.77」を「100分の7.24」に改める。

第5条中「23,443円」を「25,500円」に改める。

第6条第1号中「17,250円」を「17,800円」に改め、同条第2号中「8,625円」を「8,900円」に改め、同条第3号中「12,937円」を「13,350円」に改める。

第6条の2中「100分の2.72」を「100分の2.87」に改める。

第6条の3中「9,157円」を「10,100円」に改める。

第6条の4第1号中「6,740円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,370円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「5,055円」を「5,250円」に改める。

第6条の5中「100分の2.39」を「100分の2.51」に改める。

第6条の6中「14,740円」を「15,900円」に改める。

第19条第1項第1号ア中「16,411円」を「17,850円」に改め、同号イ（ア）中「12,075円」を「12,460円」に改め、同号イ（イ）中「6,038円」を「6,230円」に改め、同号イ（ウ）中「9,056円」を「9,345円」に改め、同号ウ中「6,410円」を「7,070円」に改め、同号エ（ア）中「4,718円」を「4,900円」に改め、同号エ（イ）中「2,359円」を「2,450円」に改め、同号エ（ウ）中「3,539円」を「3,675円」に改め、同号オ中「10,318円」を「11,130円」に改め、同項第2号ア中「11,722円」を「12,750円」に改め、同号イ（ア）中「8,625円」を「8,900円」に改め、同号イ（イ）中「4,313円」を「4,450円」に改め、同号イ（ウ）中「6,

4 6 9 円」を「6, 6 7 5 円」に改め、同号ウ中「4, 5 7 9 円」を「5, 0 5 0 円」に改め、同号エ（ア）中「3, 3 7 0 円」を「3, 5 0 0 円」に改め、同号エ（イ）中「1, 6 8 5 円」を「1, 7 5 0 円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 5 2 8 円」を「2, 6 2 5 円」に改め、同号オ中「7, 3 7 0 円」を「7, 9 5 0 円」に改め、同項第3号ア中「4, 6 8 9 円」を「5, 1 0 0 円」に改め、同号イ（ア）中「3, 4 5 0 円」を「3, 5 6 0 円」に改め、同号イ（イ）中「1, 7 2 5 円」を「1, 7 8 0 円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 5 8 8 円」を「2, 6 7 0 円」に改め、同号ウ中「1, 8 3 2 円」を「2, 0 2 0 円」に改め、同号エ（ア）中「1, 3 4 8 円」を「1, 4 0 0 円」に改め、同号エ（イ）中「6 7 4 円」を「7 0 0 円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 0 1 1 円」を「1, 0 5 0 円」に改め、同号オ中「2, 9 4 8 円」を「3, 1 8 0 円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 5 1 6 円」を「3, 8 2 5 円」に改め、同号イ中「5, 8 6 1 円」を「6, 3 7 5 円」に改め、同号ウ中「9, 3 7 7 円」を「1 0, 2 0 0 円」に改め、同号エ中「1 1, 7 2 2 円」を「1 2, 7 5 0 円」に改め、同項第2号ア中「1, 3 7 4 円」を「1, 5 1 5 円」に改め、同号イ中「2, 2 8 9 円」を「2, 5 2 5 円」に改め、同号ウ中「3, 6 6 3 円」を「4, 0 4 0 円」に改め、同号エ中「4, 5 7 9 円」を「5, 0 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の新発田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 1 1 3 号

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定に
ついて

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新発田市デイサービスセンター条例（平成２年新発田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表新発田西デイサービスセンターの項及び新発田北デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 1 1 4 号

新発田市シェアオフィス条例の一部を改正する条例制定について

新発田市シェアオフィス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市シェアオフィス条例の一部を改正する条例

新発田市シェアオフィス条例（令和４年新発田市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	位置
天王シェアオフィス	新発田市天王甲１８番地
本田シェアオフィス	新発田市本田丙１２番地

第３条第１項各号列記以外の部分中「情報通信分野などの」を削り、同項第２号中「県外に住所を有し、かつ、」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第７条関係）

オフィス使用料

区分		使用料（月額）
天王シェアオフィス	専用室	１平方メートル当たり７７５円に専用室の面積を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	コワーキングスペース	２０，０００円
本田シェアオフィス	専用室	１平方メートル当たり７００円（使用する専用室の面積（２以上の専用室を使用する場合は、その合計の面積）が１００平方メートルを超える場合にあっては、その超える部分は５００円）に専用室の面積を乗じ

		て得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	コワーキング スペース	2 0, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 5 号

新発田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新発田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年新発田市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

議第 1 1 6 号

新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定
について

新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

新発田市学校給食共同調理場設置条例（平成１０年新発田市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表新発田市学校給食川東共同調理場の項を削る。

第４条第２項中「１０名」を「２０名」に改める。

附 則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。

議第 1 1 7 号

新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協
定書を廃止する協定書の締結及び新発田市・胎内市・聖籠町定住
自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結につい
て

これまで広域行政の推進と公の施設の有効利用の促進を目的に「新発田地域
広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書」に基づいて実施し
てきた公の施設の相互利用について、令和 7 年 4 月 1 日から「新発田市・胎内
市・聖籠町定住自立圏」における取組へ移行し、これまでの目的に加え、圏域
における住民の結びつきやネットワークの一層の強化を図ることとする。

これに伴い、新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する
協定書を廃止する協定書及び新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公
の施設の相互利用に関する協定書を締結することから、地方自治法（昭和 2 2
年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田地域広域行政圏構成市町の
公の施設の相互利用に関する協定書
を廃止する協定書

令和 年 月 日

新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に
関する協定書を廃止する協定書（案）

新発田市、胎内市及び聖籠町は、広域行政の推進と公の施設の有効利用の促進を目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく協議により、平成11年7月9日付けで「新発田地域広域行政圏構成市町村の公の施設の相互利用に関する協定書」（平成17年9月1日付けで「新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書」に名称変更）を締結し、スポーツ・レクリエーション施設及び会館・文化施設等の相互利用を実施してきたが、この取組を平成28年10月5日付けで締結した「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定書」に基づく取組として位置づけ、これまでの目的に加え、圏域における住民の結びつきやネットワークの一層の強化を図ることとした。

これに伴い、令和7年4月1日付けで「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書」を締結するため、「新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書」は、令和7年3月31日限りで廃止する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、新発田市、胎内市及び聖籠町がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

新発田市長

胎内市長

聖籠町長

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏 における公の施設の相互利用に関する 協定書

令和 年 月 日

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書（案）

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏を構成する新発田市、胎内市及び聖籠町（以下「構成市町」という。）は、それぞれの住民が構成市町内の他の市町で設置した公の施設を利用すること（以下「相互利用」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の3第2項の規定に基づく協議の上、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、スポーツ・レクリエーション施設及び会館・文化教養施設等の相互利用を平成28年10月5日付けで締結した「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定書」に基づく取組として実施することにより、圏域全体の活性化を図り、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（相互利用施設の範囲）

第2条 この協定により相互利用をすることのできる公の施設（以下「相互利用施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（相互利用の対象者）

第3条 相互利用をすることができるもの（以下「対象者」という。）は、構成市町に住所を有する個人及び構成市町に所在地を有する団体とする。

（利用条件）

第4条 構成市町は、対象者が相互利用をする場合においては、相互利用施設を設置する市町が定める当該相互利用施設に関する条例、規則その他の規程（使用料等の減額又は免除に関する事項を除く。）を適用するものとする。

2 対象者が相互利用施設を利用する際の使用料等は、当該相互利用施設を設置する市町の住民又は団体と同額とする。

（利用の調整）

第5条 構成市町の登録団体等が当該市町の設置する相互利用施設を利用する場合においては、構成市町ごとに利用調整を行うことができる。

（経費の負担）

第6条 相互利用施設の運営等の経費については、施設を管理する施設設置市町の負担とする。

（変更手続）

第7条 この協定の変更は、構成市町が協議の上、行うものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、構成市町の長が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、新発田市、胎内市及び聖籠町がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

新発田市長

胎内市長

聖籠町長

別表（第2条関係）

相互利用施設

【スポーツ・レクリエーション施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田市カルチャーセンター 新発田市民プール 新発田市五十公野公園陸上競技場 新発田市五十公野公園野外体育施設サン・スポーツランドしばたテニスコート 新発田市五十公野公園野外体育施設サン・スポーツランドしばた多目的グラウンド 新発田市五十公野公園野球場 新発田市五十公野公園テニスコート 新発田市五十公野公園ゲートボール場 新発田市五十公野公園屋内体育施設サン・ビレッジしばた 新発田中央公園テニスコート 新発田中央公園人工芝グラウンド 新発田市五十公野レクリエーションセンター 新発田市中井体育館 新発田市弓道場 新発田市松浦屋内多目的運動場 新発田市豊浦体育センター 新発田市豊浦総合運動施設テニスコート 新発田市豊浦総合運動施設多目的グラウンド 新発田市豊浦総合運動施設キャンプ場 新発田市真木山中央公園多目的練習場 新発田市真木山中央公園野球場 新発田市真木山中央公園ゲートボール場 新発田市五ヶ字運動広場 新発田市加治川地区体育館 新発田市加治川地区屋外運動場 新発田市大天城公園野球場 新発田市大天城公園テニスコート 新発田市大島体育館
胎内市	胎内市総合体育館 サンビレッジ中条 総合グラウンド野球場 総合グラウンド陸上競技場 国際交流公園テニスコート 黒川山村広場（胎内球場）

聖 籠 町	聖籠町藤寄体育館 聖籠町総合体育館 聖籠町民会館前テニスコート 聖籠町聖籠野球場 聖籠町亀代地区多目的屋内運動場 聖籠町蓮野地区多目的屋内運動場 聖籠町山倉地区多目的屋内運動場
-------	--

【会館・文化教養施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田市民文化会館 新発田市生涯学習センター 新発田市豊浦地区公民館 新発田市紫雲寺地区公民館 新発田市加治川地区公民館
胎 内 市	産業文化会館 築地農村環境改善センター
聖 籠 町	聖籠町文化会館 聖籠町公民館 聖籠町藤寄地区公民館 聖籠町公民館第一分館 聖籠町亀代地区公民館 聖籠町青少年交流センター

【その他施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田駅前複合施設（こどもセンター一時預かりを除く） 新発田市高齢者福祉センター金蘭荘 新発田市青少年宿泊施設 新発田市健康プラザしゅんじ
胎 内 市	福祉交流センター有楽荘

胎内市との定住自立圏形成協定の変更について

令和 7 年度から「脱炭素社会推進事業」の連携を新たに開始することに伴い、「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定書」の別表「政策分野及び具体的事項」の「Ⅰ 生活機能の強化に係る政策分野」の【具体的事項】に「環境」に関する項目を加えるため、協定の一部を変更することについて、新発田市定住自立圏形成協定に係る議会の議決に関する条例（平成 2 8 年新発田市条例第 4 1 号）の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市・胎内市・聖籠町
定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

令和 年 月 日

新発田市 ・ 胎内市

新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と胎内市（以下「乙」という。）は、平成
28年10月5日に締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関
する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表のⅠ 生活機能の強化に係る政策分野の項中

- 「
- 5 その他生活機能の強化
- 上記に掲げるもの以外に生活機能の強化に係る連携を実施する。
- を
- 」
- 「
- 5 環境
- 圏域全体で環境の保全につながる取組を実施する。
- に
- 6 その他生活機能の強化
- 上記に掲げるもの以外に生活機能の強化に係る連携を実施する。
- 」
- 改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押
印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

乙 胎内市新和町2番10号

胎内市

胎内市長

議第 1 1 9 号

市道路線の廃止について

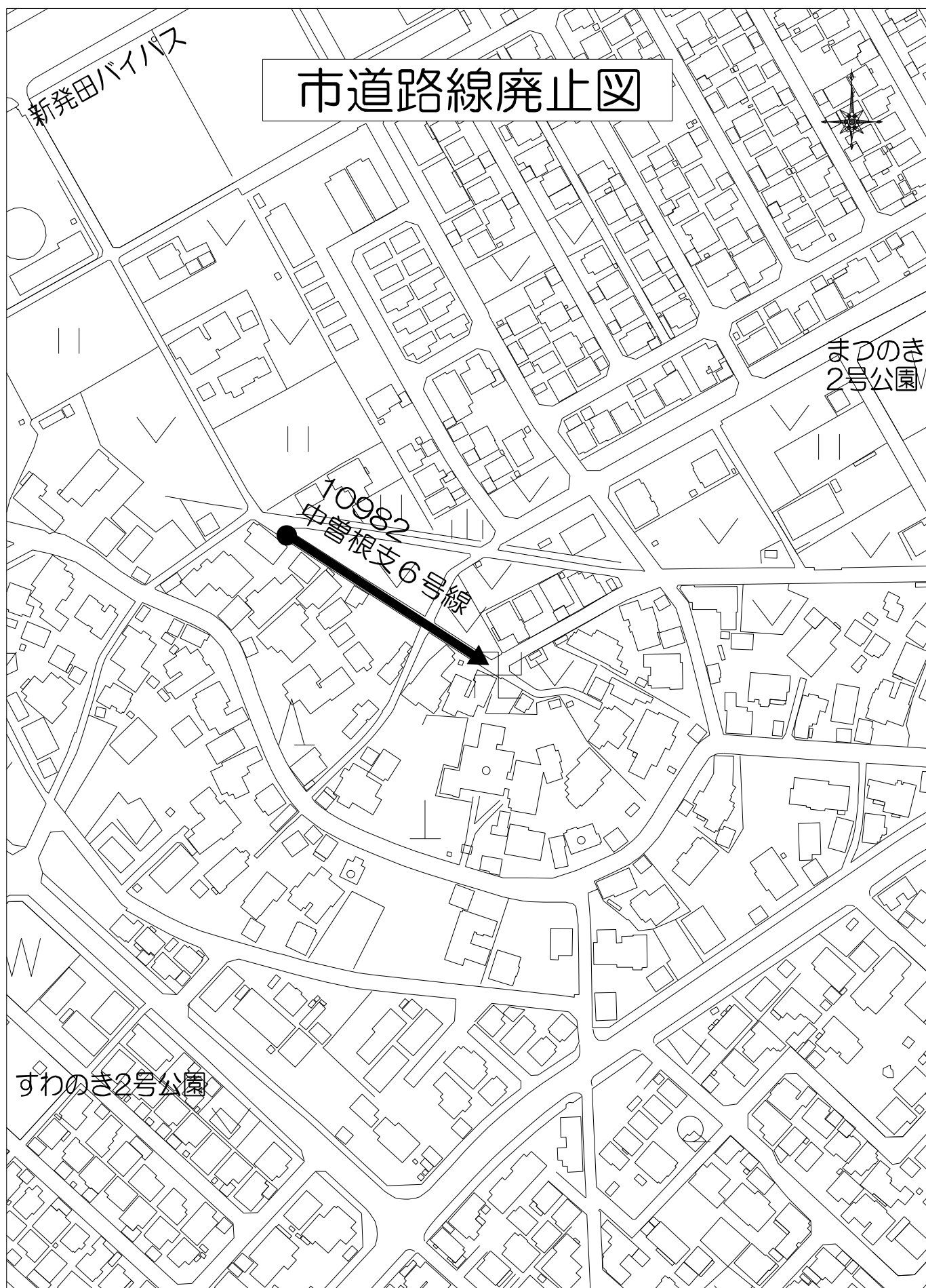
道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次の市道路線を廃止するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

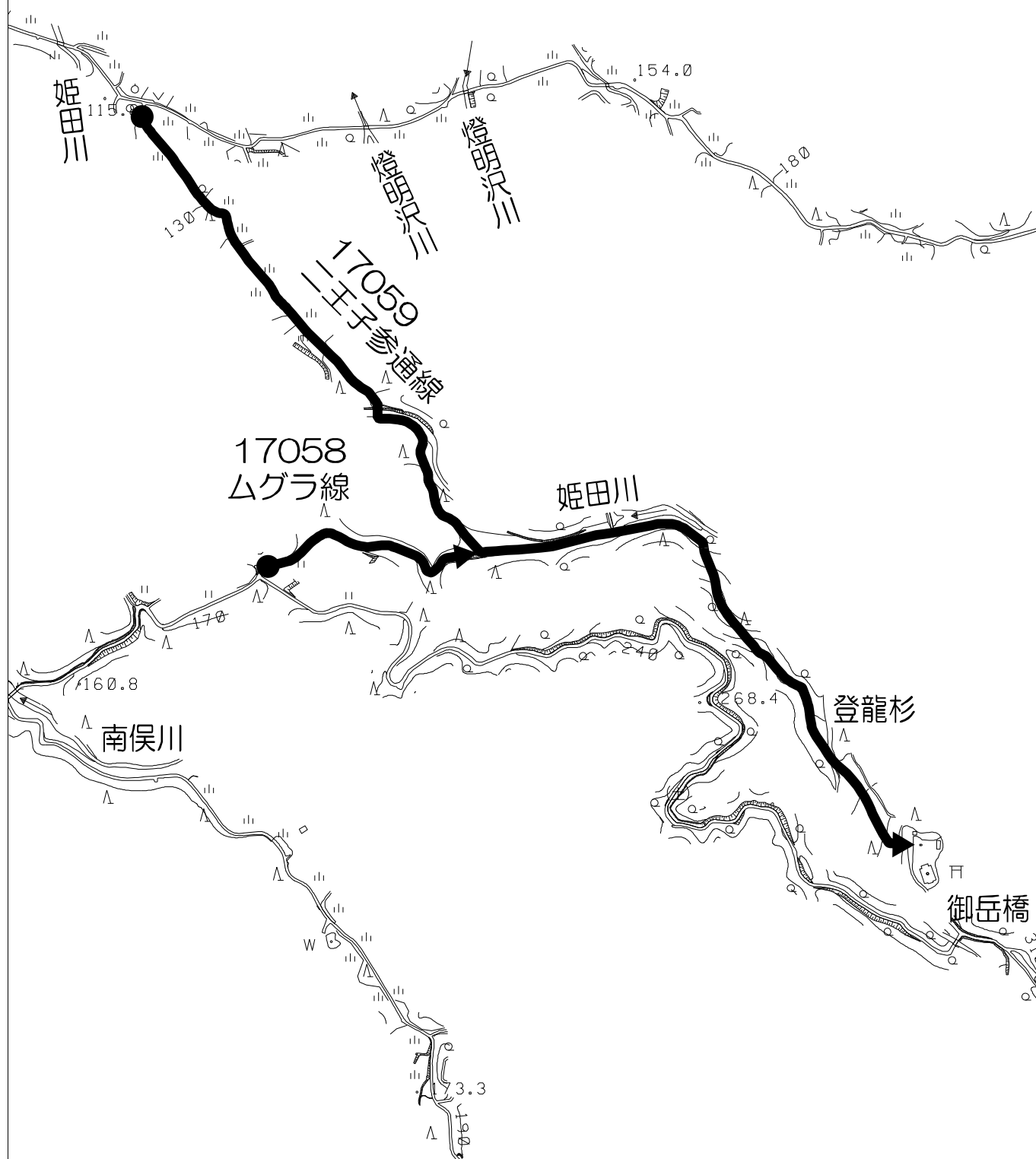
市 道 路 線 廃 止 調 書

路線 番号	路 線 名	路 線 { 起 点 終 点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
10982	中 曾 根 支 6 号 線	中曽根町3丁目1702-2 地先 中曽根町3丁目1724 地先	109	3.8 } 4.3	
17058	ム グ ラ 線	田貝字塚ノ平563-1 地先 田貝字大輪堂569 地先	358	2.5 } 8.0	
17059	二 王 子 参 通 線	田貝字一本杉657-1 地先 田貝字ナビキ沢2010 地先	1,692	0.5 } 7.1	
17159	岡 田 食 品 団 地 3 号 線	岡田字走出1715-3 地先 岡田字村中1349-1 地先	215	9.0 } 16.9	
17161	食 品 団 地 中 央 線	岡田字走出1605-3 地先 岡田字走出1744-1 地先	470	9.0 } 21.2	



縮尺 1/2000

市道路線廃止図



縮尺 1/8000

市道路線廃止図



縮尺 1/4000

議第 1 2 0 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定するものとする。

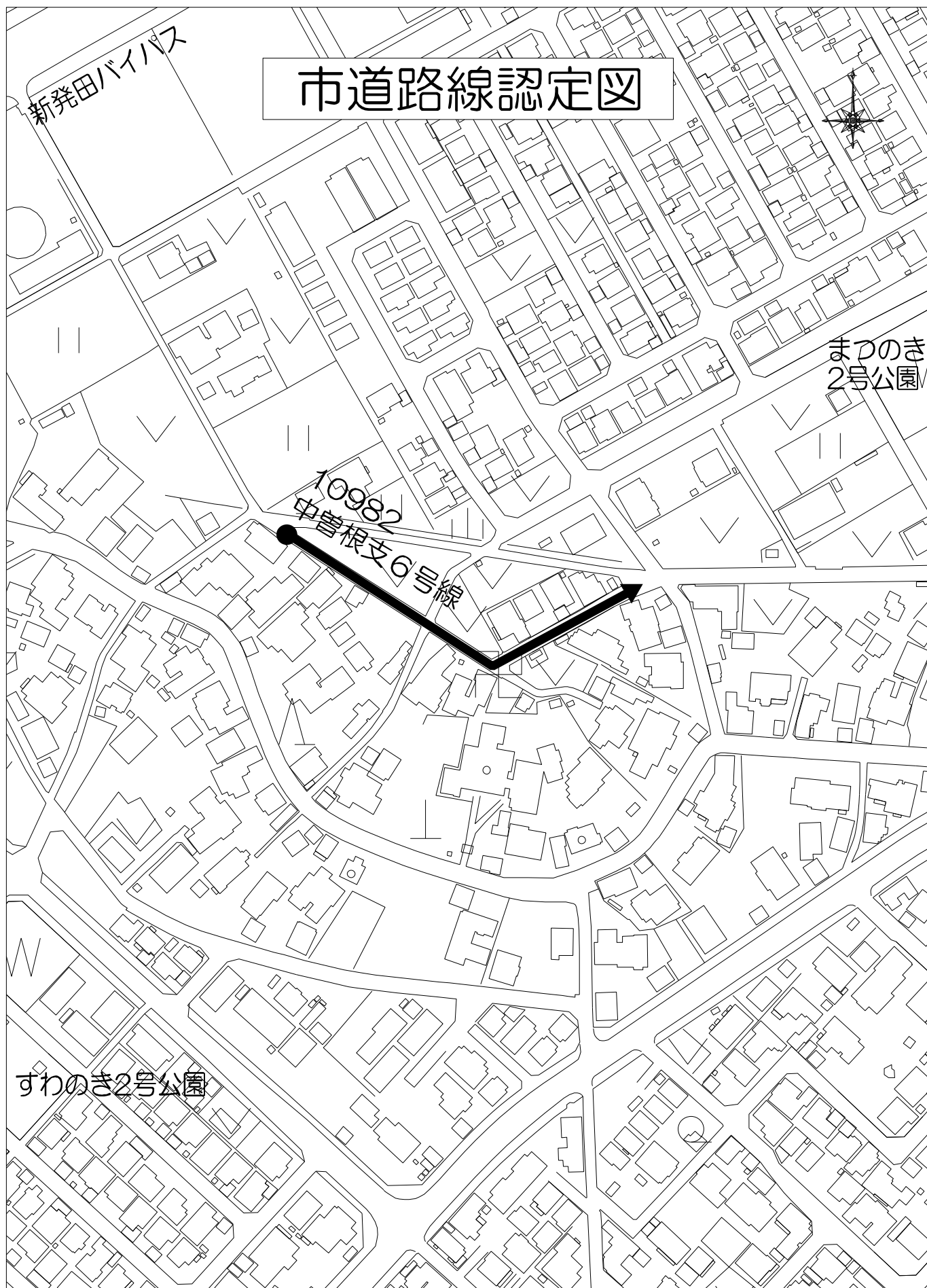
令和 7 年 2 月 2 6 日提出

新発田市長 二階堂 馨

市 道 路 線 認 定 調 書

路線 番号	路 線 名	路 線 { 起 点 終 点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
10982	中 曾 根 支 6 号 線	中曾根町3丁目1702-2 地先 中曾根町3丁目1730 地先	182	4.0 } 8.4	
11251	本 町 島 潟 1 号 線	新富町1丁目629-5 地先 新富町1丁目626-4 地先	42	5.2 } 8.3	
11252	長 塚 4 号 線	大栄町5丁目戊32-3 地先 大栄町5丁目戊55-13 地先	144	4.4 } 12.4	
11253	長 塚 5 号 線	大栄町5丁目戊38-4 地先 大栄町5丁目戊38-8 地先	70	6.0 } 10.3	
11254	長 塚 6 号 線	大栄町5丁目戊47-7 地先 大栄町5丁目戊48-17 地先	78	6.0 } 10.3	
11255	葵 団 地 8 号 線	豊町2丁目487-6 地先 豊町2丁目487-6 地先	271	5.3 } 11.5	
11256	葵 団 地 9 号 線	東新町1丁目28-4 地先 東新町1丁目28-2 地先	30	6.0 } 15.0	
11257	駅 東 ・ 南 2 9 号 線	豊町4丁目3213-8 地先 豊町4丁目3213-2 地先	108	5.6 } 12.4	
11258	緑 町 中 田 川 5 号 線	緑町2丁目640-16 地先 緑町2丁目644-1 地先	87	5.9 } 20.0	
11259	三 宜 町 1 0 号 線	御幸町2丁目2454-1 地先 御幸町2丁目2461-9 地先	79	6.0 } 10.3	
13086	旧 住 吉 上 館 東 線	八幡字川前502 地先 丑首554 地先	366	5.0 } 7.0	
13087	旧 住 吉 上 館 西 線	八幡字川前550 地先 八幡新田字八幡山118-4 地先	635	4.9 } 17.2	

路線 番号	路 線 名	路 線 { 起 点 終 点	参 考		備 考
			延長 (m)	幅員 (m)	
17058	ム グ ラ 線	田貝字塚ノ平 563-1 地先 田貝字ナビキ沢 2010 地先	1,218	1.5 } 8.0	
17159	岡 田 食 品 団 地 3 号 線	岡田字走出 1605-3 地先 岡田字村中 1328-16 地先	522	9.0 } 20.0	
17168	岡 田 食 品 団 地 5 号 線	岡田字走出 1745-1 地先 岡田字走出 1715-1 地先	158	8.7 } 16.3	



縮尺 1/2000

市道路線認定図



縮尺 1/2000

市道路線認定図

新潟県立新発田南高等学校

国道290号

11252
長塚4号線
11253
長塚3号線
11254
長塚2号線
11255
長塚1号線

11252
長塚4号線

JR白新線

新発田跨線橋

小規模多機能ホームとよろら

ヴァルメ豊浦

豊浦愛宕の園

縮尺 1/2000



縮尺 1/2000

市道路線認定図



わかば幼稚園

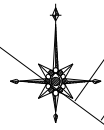
11257
駅東・南29号線

新発田地域振興局

県道新発田津川線

縮尺 1/2000

市道路線認定図



二葉橋

新発田市青少年
健全育成センター

1-1258
緑町中田川5号線

新発田緑町簡易郵便局

新富町二丁目公会堂

新潟職業能力
開発短期大学校

独立行政法人
ポリテクカレッジ新潟

縮尺 1/2000

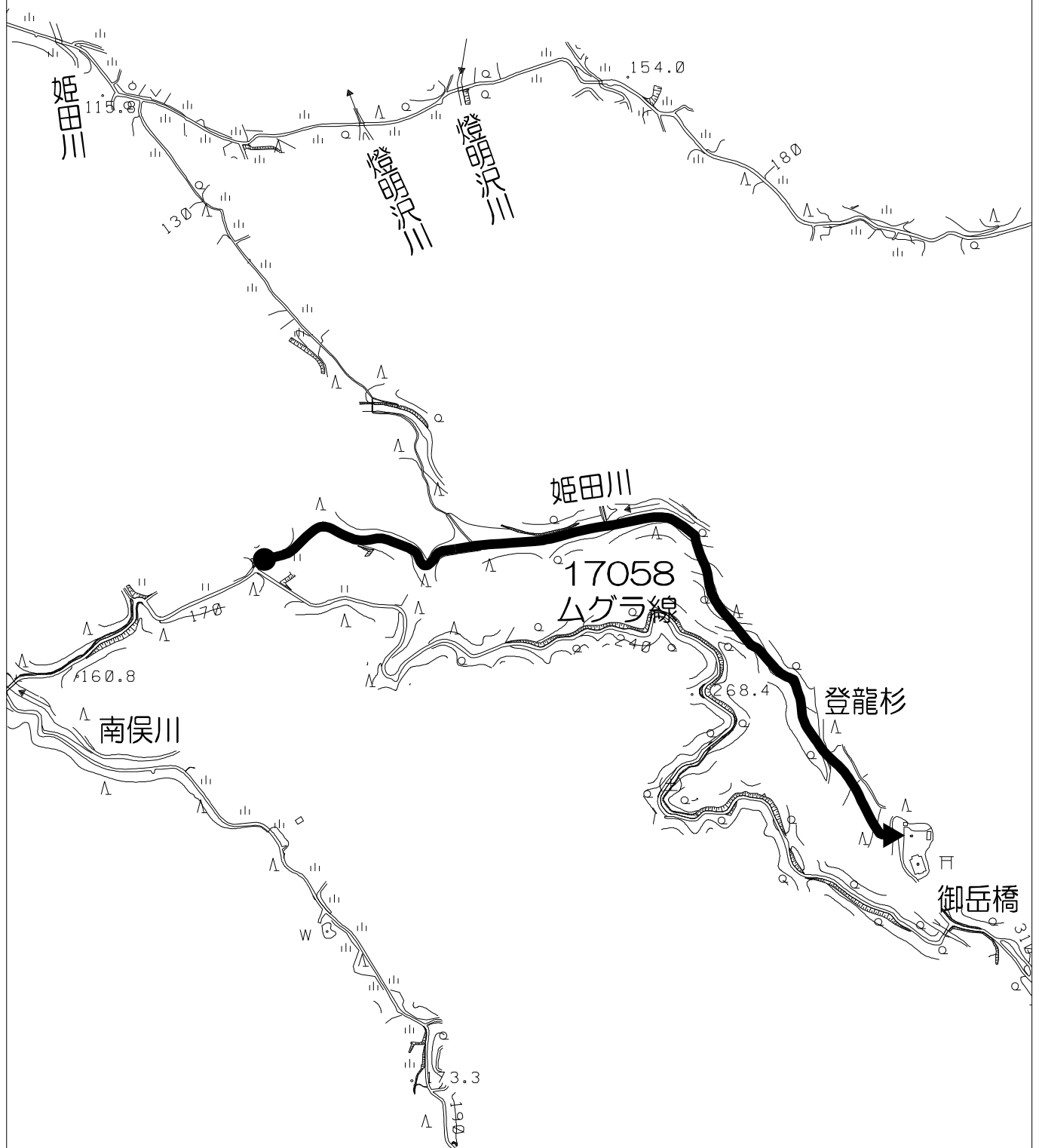


縮尺 1/2000



縮尺 1/5000

市道路線認定図



縮尺 1/8000

市道路線認定図



縮尺 1/4000